

公立大学法人県立広島大学告示第一号

広島県個人情報保護条例（平成十六年広島県条例第五十三号）第十条第二項の規定によつて、口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報をおのづから開示できるように定める。

平成十九年四月十六日

公立大学法人県立広島大学理事長 赤 岡 功

試験の名称	開示する内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
<p>県立広島大学一般選抜入学試験</p>	<p>大学入試センター試験の総合得点及び科目別得点（合否判定に利用した科目に限る。）、個別学力検査等の得点、大学入試センター試験の総合得点と個別学力検査等の得点を合計した得点並びに募集区分における個人成績の順位</p>	<p>四月一六日から一か月間</p>	<p>県立広島大学</p>
<p>県立広島大学特別選抜入学試験</p>	<p>小論文又は現代日本語の得点、面接の得点、書類審査の得点（合否判定に利用した学科に限る。）及びこれらの得点を合計した得点並びに推薦入学試験の各募集区分における個人成績の順位</p>		
<p>県立広島大学第三年次編入学試験</p>	<p>英語、小論文及び口述試問の得点並びにこれらの得点を合計した得点並びに個人成績の順位</p>		